

資料10：

平成20年度以降の各種保健事業について

# 各種保健事業の取扱いについて(イメージ図)

## これまでの取扱い

老人保健法による健診等

基本健診(40歳以上)

市町村

歯周疾患検診  
骨粗鬆症検診  
健康手帳  
健康教育、健康相談等

市町村

がん検診

※平成10年度に一般財源化した後は、法律に基づかない事業として市町村が実施

医療保険各法による健診等

健診等の努力義務

医療保険者(市町村国保・被用者保険)

労働安全衛生法による健診等

健診の実施義務  
その他の保健事業の努力義務  
事業者(雇用主)

◎健診の実施責任者の明確化  
(特に手薄だった被扶養者の健診の強化)  
◎保健指導の重視

## 平成20年度からの取扱い

健康増進法による保健事業

歯周疾患検診  
骨粗鬆症検診  
健康手帳  
健康教育、健康相談等  
市町村

がん検診  
(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん)  
市町村

高齢者医療法による健診・保健指導

糖尿病等の生活習慣病に着目した  
特定健康診査・特定保健指導  
(40歳以上)

※ 他の保健事業も医療保険各法により努力義務  
医療保険者

労働安全衛生法による健診等

健診の実施義務  
その他の保健事業の努力義務  
事業者(雇用主)

保健指導の実施に  
当たって連携

「健康増進計画」/「健診の実施等に関する指針」による総合調整

平成20年度以降の各健康増進事業実施者による健康診査について

|                         |  |   |   |   |   |
|-------------------------|--|---|---|---|---|
| 0<br>～<br>2<br>歳        | <p>○母子保健法<br/>                 (目的) 乳児及び幼児の健康の保持及び増進<br/>                 (健診対象) 満1歳半を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児 / 乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者)<br/>                 (実施主体等) 市町村 [義務/努力義務]</p>                                     |   |   |   |   |
| 3<br>歳                  |  |   |   |   |   |
| 4<br>～<br>15<br>歳       | <p>○学校保健法<br/>                 (目的) 児童、生徒、学生及び幼児の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること<br/>                 (健診対象) 学校に就学させるべき者、児童、生徒、学生及び幼児<br/>                 (実施主体等) 市町村教育委員会(学校に就学させるべき者) [義務]、学校(児童、生徒、学生及び幼児) [義務]</p> |   |   |   |   |
| 16<br>～<br>39<br>歳      | <p>○医療保険各法(健康保険法、国民健康保険法等)<br/>                 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進<br/>                 (健診対象) 被保険者・被扶養者<br/>                 (実施主体等) 保険者 [努力義務]</p>   | <p>○労働安全衛生法<br/>                 (目的) 労働者の安全と健康の確保<br/>                 (健診対象) 労働者<br/>                 (実施主体等) 事業者 [義務/努力義務]</p> | <p>○学校保健法<br/>                 (目的) 職員の健康の保持増進<br/>                 (健診対象) 学校の職員<br/>                 (実施主体等) 学校の設置者 [義務]</p> |   | <p>○母子保健法<br/>                 (目的) 母性の健康の保持及び増進<br/>                 (健診対象) 妊娠婦(妊娠中又は出産後一年以内の女子)<br/>                 (実施主体等) 市町村 [努力義務]</p> |
| 40<br>～<br>64<br>歳      | <p>○高齢者医療確保法<br/>                 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進<br/>                 (健診対象) 被保険者・被扶養者<br/>                 (実施主体等) 保険者 [義務]</p>   |   |   | <p>○健康増進法<br/>                 (目的) 国民の健康の増進<br/>                 (健診対象) 住民<br/>                 (実施主体等) 市町村 [努力義務]</p> |   |
| 65<br>歳<br>～<br>74<br>歳 | <p>○医療保険各法<br/>                 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進<br/>                 (健診対象) 被保険者・被扶養者<br/>                 (実施主体等) 保険者 [努力義務]</p>   |   |   | <p>注：歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、がん検診等を法第19条の2に基づく省令に規定した場合</p>   |   |
| 75<br>歳<br>～            | <p>○高齢者医療確保法<br/>                 (目的) 被保険者の健康の保持増進<br/>                 (健診対象) 被保険者<br/>                 (実施主体等) 後期高齢者医療広域連合 [努力義務]</p>   |   |   |   | <p>○介護保険法<br/>                 (目的) 被保険者の要介護状態等となることの予防等<br/>                 (健診対象) 第一号被保険者(介護保険)<br/>                 (実施主体等) 市町村 [義務]</p>  |